

# 社会保険・労働保険について

## ▶保険の種類

- ・健康保険 病気やケガで通院・入院する場合に備えての保険です。医療費の3割負担で保険診療を受けることができます。出産・傷病手当金など各種手当での受給ができます。
- ・厚生年金 働く人の老後の生活や身体に障害が残った時などの保証を得るための保険です。将来受け取ることができる年金額が国民年金だけに加入してきた人より多くなります。
- ・雇用保険 失業した場合に求職活動をしている期間の生活の保障を得るための保険です。
- ・労災保険 勤務中のケガや通勤途上での事故など、お仕事に関係して発生した災害に対して、療養給付及び、休業給付等を行うものです。給付には労働基準監督所長の認定が必要です。
- ・介護保険 今後の高齢化社会に伴い、増加が見込まれる介護費用を将来にわたって国民全体で公平に賄うものです。（40歳以上64歳未満の方が健康保険料に加算されます）

## ▶加入基準

『厚生年金・健康保険（人材派遣健康保険組合）』

- ① 雇用契約期間が2ヵ月を超える場合
  - ・雇用契約の初日から加入
- ② 雇用契約期間が2ヵ月以内の場合
  - ・当初は適用除外
  - ・所定の契約期間を超え引きつづき雇用されたときから加入
- ③ 勤務日数と勤務時間が派遣元の一般社員のおおむね4分の3以上である場合

『雇用保険』

- ① 適用事業に雇用される人。
- ② 派遣・アルバイト・パートなどの場合は1年以上引き続き雇用されることが見込まれ、1週間の所定労働時間が30時間以上あること。（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の場合は短時間労働被保険者となります。）

『労災保険』

業務上の負傷事故、通勤途中の事故について、就業中の方すべての方に適用されます。月々の保険料はアクトが全額負担致します。  
※加入手続きの必要はありません。

## ▶保険料の負担

	被保険者（皆様の負担）	事業主（アクトの負担）
健康保険	標準報酬月額×38/1000	標準報酬月額×38/1000
厚生年金	標準報酬月額×73.21/1000	標準報酬月額×73.21/1000
雇用保険	1ヶ月の給与×6/1000	1ヶ月の給与×9/1000
労災保険	なし	標準報酬月額×5.5/1000
介護保険	標準報酬月額×10/1000	標準報酬月額×11/1000

※標準報酬月額：加入時の契約条件に基づいて1ヶ月の給与を算出し、その額を法令で定められている等級区分（標準報酬月額保険料額表）に当てはめて決定されます。

※左記保険料率表は、2006年4月現在のものです。保険行政の方針により保険料率が改定されることがあります。

- ① 健康・厚生年金保険料は月額徴収（定額）となります。よって欠勤や勤務開始日が月中・後半からなどの場合、想定給与より少額でも保険料は一定額です。
- ② 健康・厚生年金・雇用保険料は翌月給与より前月分の保険料を控除致します。
- ③ 健康・厚生年金は4～6月の給与支払実績に基づいて毎年1回見直しがあり、その年の9月分の保険料より変更になります。
- ④ 雇用保険料は賃金総額に対しての左記利率となるため、毎月の賃金総額により変動し、給与振り込み毎に控除致します。
- ⑤ 労災保険料は全額アクトが負担致します。
- ⑥ 医師の判断で長期に療養を必要とする場合は「診断書」の提出をお願いする場合があります。

※厚生年金保険の保険料率は、平成16年の法改正により、平成29年9月まで毎年改定されます。

## ▶社会保険に加入できない方

上記社会保険の加入条件を満たさない方は、原則として国民健康保険・国民年金にご加入頂くことになります。  
手続の詳細は、お住まいの市区町村役所までお問い合わせください。